

第10 簡易タンク貯蔵所

(危政令第14条)

1 同一品質の危険物

危政令第14条第2号に規定する「同一品質の危険物」には、法別表の品名が同じものであっても品質の異なるものは含まれない。例えば、オクタン価の異なるガソリンは、同一品質の危険物とはならないものである。したがって、普通ガソリンと高オクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは1の簡易タンク貯蔵所に併置することができる。

2 位置、構造及び設備の基準

(1) 標識、掲示板

標識、掲示板は、第5「製造所」5(3)の例による。

(2) 固定方法

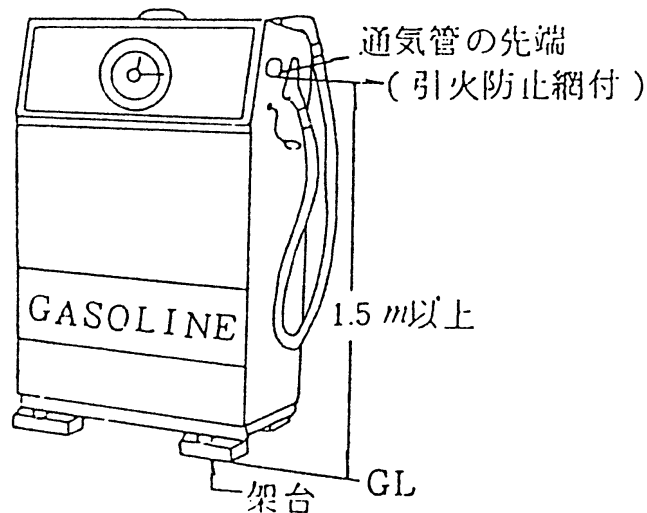
危政令第14条第4号に規定する「固定」は、コンクリート等での固定は移動が不可能となることから、車止め又はくさり等による方法とする。

(3) 地盤面

危政令第14条第4号に規定する「地盤面」は、コンクリート等で舗装し、危険物が浸透しない構造とする。

(4) 通気管

危政令第14条第8号に規定する「通気管」で、地上からの高さが1.5メートル未満のものにあつては、設置場所に不燃材料の架台を設ける等の措置を講じ、通気管先端までの高さを1.5メートル以上とする。



第10-1図 通気管の高さ

3 固定給油設備等を設けた簡易貯蔵タンクの扱い

簡易貯蔵タンクに固定給油設備等を設けて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、次による。【昭37.4.6 自消丙予発第44号質疑】

- (1) 貯蔵を主な目的とする場合は、貯蔵に伴う行為として給油業務及び詰替業務を行うことができる。
- (2) 簡易貯蔵タンクで給油を主な目的とする場合は、1日の給油量が指定数量未満であっても給油取扱所として規制する。

なお、簡易貯蔵タンクにより自動車に給油する設備（自家用のもの）で、1日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として規制する。

4 蓄圧式簡易貯蔵タンク【昭38.4.6 自消丙予発第12号質疑】

コンプレッサーから圧縮空気を送り危険物を吐出させるもので、次の各号に規定する構造等に適合するものは、危政令第14条に定める簡易貯蔵タンク（危政令第17条第1項第6号に規定する簡易タンクを含む。）として危政令第23条を適用することができる。

- (1) タンクは、危政令第14条第5号及び第7号に規定する基準に適合する。
- (2) タンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に作るとともに、使用最大常用圧力の1.5倍の圧力で、10分間行う水圧試験においてもれ、又は変形しない構造である。
- (3) タンクには、使用常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ使用コンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設ける。
- (4) 給油ホース又は注油ホースの元には、給油又は注油を行う場合以外は、給油ホース又は注油ホースとタンクとの間の危険物を遮断できるバルブ等を設ける。
- (5) 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合に容易に空気の送入を遮断できるバルブ等を設ける。
- (6) タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定する。